

## 刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「金融商品取引3級」の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『金融商品取引3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されておりますが、本書は、試験問題を解くための必要知識について簡潔に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集されています。

多くのリスク性商品を取り扱う金融機関の行職員にとって、その商品の販売・勧誘に際してのさまざまな法規制、特に金融商品取引法に関する知識の習得は、日常業務の遂行において必要不可欠なものです。

銀行業務検定試験「金融商品取引3級」は金融商品取引法を中心とした金融商品の販売・勧誘等に必要知識の習得度を判定しようとするものですが、日頃の研鑽の成果を試すものとして、ぜひチャレンジすることをお勧めします。

本書を『金融商品取引3級問題解説集』と併せて活用し、銀行業務検定試験「金融商品取引3級」に合格され、日常業務において一層ご活躍されることを祈念してやみません。

2020年2月

経済法令研究会

# 目 次

刊行にあたって

学習にあたって (9)

「金融商品取引3級」出題範囲 (10)

「金融商品取引3級」過去4回の出題項目 (11)

## 第1編 金融商品取引法

### 第1 証券取引法改正と金融商品取引法制定の経緯

---

1	金融商品取引法の成立および施行	2
2	金商法制定の背景	3
3	金商法の考え方	3
4	金商法制定に伴う廃止法律, 改正法律およびその後の改正 動向	4

### 第2 有価証券・デリバティブ取引の定義

---

1	金商法の適用対象	12
2	有価証券の定義	12
3	デリバティブ取引の定義	15

### 第3 企業内容等の開示

---

1	企業内容等の開示規制の概要	18
2	発行市場における開示規制	20
3	発行開示書類の届出義務違反または不実の発行開示による法令上の責任	36
4	流通市場における開示規制	36
5	継続開示義務違反または不実の継続開示と法令上の責任	40
6	その他の企業内容等の開示	40
7	不実のその他の企業内容等の開示に関する法令上の責任	42
8	英文開示制度	42
9	適時開示	44

### 第4 公開買付けに関する開示

---

1	公開買付規制	45
2	公開買付規制が適用される有価証券	45
3	公開買付けの手法によらなければならない取引	46
4	株券等所有割合の算定	47
5	公開買付けの手法	49
6	公開買付けの取引規制	52
7	発行者による上場株券等の公開買付け	57
8	民事責任、刑事責任および課徴金制度	57

### 第5 大量保有報告制度

---

1	大量保有報告制度の概要および制度趣旨	58
2	提出先と公衆閲覧	59

3	対象となる有価証券	60
4	提出義務者	60
5	5%ルールで開示を求められる情報	62
6	特例制度	63
7	刑事責任および課徴金制度	64

## 第6 金融商品取引業

---

1	はじめに	65
2	金融商品取引業の種類	66
3	金融商品取引業者の行う兼業	75
4	金融商品取引業以外の業務（金融商品仲介業）	79
5	金融商品取引業の参入要件	80
6	金融商品取引業者に対する組織上の規制	86
7	金融機関の有価証券関連業	88

## 第7 金融商品取引業者に対する行為規制

---

1	行為規制全般	93
2	金融商品取引業者一般に課される行為規制	94
3	各金融商品取引業の行為規制の特則	116
4	登録金融機関に対する行為規制	133
5	特定投資家制度	138
6	金融商品仲介業者に対する行為規制	147
7	監督	150

## 第8 信用格付業者に対する規制

---

1	信用格付業者の登録	152
2	信用格付業者の業務に関する規制	153
3	信用格付業者に関する監督規制	155
4	無登録業者による信用格付を利用した勧誘の制限	156

## 第9 有価証券取引に関する規制

---

1	不公正行為の禁止	157
2	風説の流布, 偽計, 暴行または脅迫の禁止	159
3	相場操縦行為等の禁止	161
4	発行会社による相場操縦行為の禁止	165
5	安定操作の禁止	167
6	その他の相場操縦行為規制	168
7	インサイダー取引規制	171
8	金融商品取引業者に対する規制	184
9	短期売買の規制	185
10	その他の詐欺的行為の禁止	186
11	無登録業者による広告・勧誘行為の禁止および未公開有価証券の売付け等の効果	188

## 第10 証券外務員制度

---

1	外務員の意義	190
2	外務員の登録	194
3	外務員の権限	195
4	外務員に対する監督上の処分	195

## 第11 金融商品取引所

---

1	金融商品取引所とは	196
2	金融商品取引所の2つの形態	198
3	会員または取引参加者の範囲	199
4	取引所の自主規制業務	200
5	株式会社金融商品取引所の主要株主規制	202
6	取引所の相互乗入れ	203
7	金融商品取引清算機関	204

## 第12 金融ADR制度

---

1	概要	205
2	金融商品取引業者等の指定紛争解決機関との契約締結義務	206
3	紛争解決機関の指定	206
4	指定紛争解決機関の業務	207
5	指定紛争解決機関に対する監督	211

## 第2編 金融商品販売法

1	はじめに	214
2	説明義務	216
3	断定的判断の提供の禁止	221
4	損害賠償	222
5	勧誘方針の策定	223

## 第3編 金融商品の勧誘・販売

### 第1 全般的事項

---

1	はじめに	228
2	消費者契約法	228
3	犯罪による収益の移転防止に関する法律	238
4	私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律 ～不公正な取引（優越的地位の濫用等）	246
5	フィデューシャリー・デューティーとスチュワード シップ・コード	247

### 第2 投資信託

---

1	はじめに	250
2	投資信託・投資法人の定義	251
3	投資信託・投資法人の運営の仕組み	257
4	公募と私募，発行開示規制	264
5	投資制限	278
6	運用ルール	286
7	販売ルール	286
8	運用報告	296
9	投資信託に係る顧客資産の保全	308
10	振替制度	309
11	投資信託の適時開示	309

### 第3 保 険

---

1	はじめに .....	312
2	保険募集 .....	312
3	保険契約 .....	318
4	販売ルール .....	323

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）



第1

# 証券取引法改正と 金融商品取引法制定の経緯

銀行業務検定試験—過去の出題

- …2019年（第143回）・問1
- …2018年（第140回）・問1
- …2017年（第137回）・問1
- …2016年（第134回）・問1

1

## 金融商品取引法の成立および施行

金融商品取引法（以下「金商法」という）は、2006（平成18）年6月7日に成立、同月14日に公布され、いくつかの段階的施行を経て、2007（平成19）年9月30日に全面施行されました。

同法は、1948（昭和23）年制定の証券取引法（以下「証取法」という）を全面的に改正するものであり、規制対象を伝統的な有価証券からリスクのある一定の金融商品に広げつつ（第1編第2）、有価証券に関する開示規制（第1編第3）、公開買付規制（第1編第4）および大量保有報告制度（第1編第5）を整備し、また、金融商品取引業者等の登録・監督等の業規制（第1編第6）や、金融商品取引業者の販売勧誘等に関する行為規制（第1編第7）を定め、さらに、不公正取引の禁止（第1編第9）のほか証券外務員制度（第1編第10）や金融商品取引所（第1編第11）をも包括的にカバーするものです。

## 2 金商法制定の背景

改正の背景としては、以下のものが挙げられます。

- ① デリバティブ等の金融技術（イノベーション）の発展により、既存の利用者保護の制度ではカバーすることができない金融商品が出現して、利用者に被害が生じる実態が発生してきたこと
- ② 業態別の縦割り型規制のもとで、ある金融商品がどの法律、どの監督官庁の所管か明確でないために、有効な規制がなされないことにより投資家保護が十分に図れず、あるいは、法的取扱いの不安定さにより新商品開発の動きが阻害されるという弊害が発生してきたこと
- ③ 「貯蓄から投資へ」の流れを受け、公正かつ円滑な資本市場を確保し、市場の信頼性・効率性・透明性を向上することが課題となっていたこと
- ④ 金融・資本市場のグローバル化のなかで、わが国の市場としての競争力を高めるために、そのインフラ整備を進める必要があったこと

## 3 金商法の考え方

金商法は、従来の証取法の基本的枠組みを維持しつつ、規制の「横断化」および「柔軟化」を図ることを主たる目的とします。

### (1) 規制の「横断化」

縦割り規制の弊害への対応として、規制の「横断化」が図られています。具体的には、業規制が適用される者として「金融商品取引業者」を定め、さらに「第一種金融商品取引業」、「第二種金融商品取引業」、「投資助言・代理業」および「投資運用業」の4類型に区分しました（第1編第6）。

## (2) 規制の「柔軟化」

業規制の「柔軟化」を図るべく、上記「金融商品取引業者」の4類型に応じた業規制（参入規制，財産規制，主要株主規制，業務範囲規制）を定めました。また，投資家の性質に応じた行為規制の「柔軟化」を実現するために「特定投資家」の概念を設け（第1編第7），投資者保護ルール（第1編第7）の適用において一定の区別をしました。

さらに，金商法は，従来の証取法での規制が十分でなかった部分につき“抜け穴”をふさぐ趣旨で，以下のとおり各制度につき規定の新設または見直しを行っています。

- ① 投資ファンド等に対する規制の強化（第1編第2，6）
- ② 開示制度の見直し（第1編第3）
- ③ 公開買付制度，大量保有報告制度の見直し（第1編第4，5）
- ④ 金融商品取引所制度の見直し（第1編第11）

# 4

## 金商法制定に伴う廃止法律，改正法律およびその後の改正の動向

### (1) 金商法制定に伴う廃止法律，改正法律

規制の横断化を企図する金商法の制定により，同法に組み込まれる形で，「外国証券業者に関する法律」，「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」，「抵当証券業の規制等に関する法律」および「金融先物取引法」が廃止されました。

また，投資性の強い一定の商品を対象として金商法が採用する利用者保護ルールと同様の規制を行うべく，「銀行法」，「長期信用銀行法」，「信用金庫法」，「中小企業等協同組合法」，「信託業法」，「保険業法」，「商品取引所法」および「不動産特定共同事業法」が金商法を準用する形で一部改正され，その他にも「商品投資に係る事業の規制に関する法律」など多くの

## 第1 証券取引法改正と金融商品取引法制定の経緯

関係法律が一部改正されています。

### (2) 平成20年金商法改正

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「平成20年改正法」という）が2008（平成20）年6月13日に公布されました。

平成20年改正法により、金商法のほか、銀行法、保険業法、ならびに投資信託及び投資法人に関する法律などが改正されました。その概要は以下のとおりです。

#### ① 多様な資産運用・調達機会の提供を目的とした改正

具体的には、プロ向け市場の創設（第1編第3）、ETF（上場投資信託）の多様化（第3編第2）、金融商品取引所の業務範囲の見直しです。

#### ② 多様で質の高い金融サービスの提供を目的とした改正

具体的には、銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築、銀行等の業務範囲の拡大です。

#### ③ 公正・透明で信頼性のある市場の構築を目的とした改正

具体的には、課徴金制度の見直し（第1編第3）です。

### (3) 平成21年金商法および商品取引所法改正

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が2009（平成21）年6月24日に公布され、一部を除いて2010（平成22）年4月1日に施行されました。本法による改正は、信用格付業者に対する規制の導入（無登録業者による格付を利用した勧誘の制限に係る規定）、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設（金融機関による指定紛争解決機関の利用に係る規定）、特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続の見直し、有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ、社債等の発行登録制度の見直し（第1編第3）、「有価証券の売出し」定義の見直し（第1編第3）をその内容としています。

「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改